



RIETI Discussion Paper Series 08-J-048

労働法学は労働市場制度改革とどう向き合ってきたか

諏訪 康雄
法政大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

労働法学は労働市場制度改革とどう向き合ってきたか

法政大学 諏訪康雄

【要旨】

伝統的な労働法学は、「労働は商品でない」とする国際機関 ILO の立場と軌を一にして、労働市場を疑惑の目で見つめ続けてきた。主要な労働立法の目的規定に「労働市場」という用語が用いられることもなかった。労働法学の内部からは労働市場制度改革という考えは生まれにくかった。したがって、OECD 諸国、EU 諸国、ILO も労働市場制度改革は不可避だとする大勢となり、日本でもこれに呼応する動きが広がると、伝統的な立場の労働法学者はむしろ否定的な論調を張り、その問題点を容赦なく突いた。その理論的なバックボーンとなったのは、社会法として市場機能の問題点を補正するという基本的な立場への確信、市場機能には根本的な欠陥があると指摘する心理学、社会学、経済学、社会政策学などの流派であった。これに対して、労働市場制度改革を支持する考え方も労働法学の一部から表明された。社会法の基本的な役割を堅持しつつも、政府の失敗などにかんがみ国家（組織）と市場との間に適切なバランスを再構成することは不可避だとし、現実的な対応を考える立場などであった。理論的なバックボーンとしては、新古典派経済学の影響は否定できないが、それ以外の近時に発展してきた諸学問の流派も寄与をした。労働市場制度改革との関わりを中心に労働法学の流れと経済学などとの対話状況を素描する。

はじめに

社会主義諸国が勢いを失う以前、労働法は資本主義諸国の労働法と社会主義諸国のそれとに大別されていた。日本は前者に属したので、市場経済社会における法である以上、当然のごとく「市場」を前提として法律や命令を制定し、運用してきたはずであった。このことは間違いない。

ところが、伝統的な労働法学や労働立法は、必ずしも「市場経済社会における法」という視点を前面に打ち出してはこなかった。たとえば、今から十数年前に、ある学会報告をするために調べてみたところ、労働諸法令に「労働市場」という用語はほとんどまったく登場せず、そもそも「市場」という語でさえも使われていなかった。法令の基本方針は冒頭の「目的規定」に書かれるので、「この法律は何々をするために作られる」という目的規定を集めて分析してみても、そこには「労働市場」も「市場」も言葉として発見することはできなかったのであった¹。

考えられるひとつの説明は、伝統的に労働法は社会法の一部をなし、社会的な真の公正さ、平等を実現するための法というコンセプトが強かったことである。つまり、市場取引の結果として発生する問題点を是正するためにこそ労働法が存在すると考えられてきたので、問題点の是正策、補正策を考案するために「市場経済の欠陥や機能不全」といった側面にはしごく敏感に反応してきたが、そもそも立論の前提となるべき市場経済制度の円滑な運営や健全性に寄与するといった視点はどうしても二の次とされがちであった。市場経済の機能などは他の法学が考慮すべきことであり、労働法の主たる課題ではないとでもいった、暗黙の了解がなされてきた。したがって、基本となる立法においても、目的規定に「市場の機能を前提とする」とか「市場の機能が適切に発揮される」といった書き方はしづらかったのかもしれないと推測される。

近年の労働市場改革と労働法学との関係でも、伝統的な立場からは同様のスタンスが維持され続け、他方では一部から労働市場をより積極的に位置づけることで労働法学のはたすべき役割をあらためて明確化すべきだとする主張が展開された²。こうした動きとその背景を以下に素描してみたい。

労働法学の基本スタンス

19世紀に生まれ、20世紀前半に顕著な発展を遂げ、20世紀半ば過ぎには法学の世界における「市民権」を確立した労働法学は、産業社会の発展の負の側面に対処しようとする性格が顕著である。産業社会の光の背後に付帯する影の部分を鋭く指摘し、光の世界の論

¹ 労働市場法または雇用政策法と呼ばれる法令群を含めてそうであり（諏訪 1995）、条文において労働市場への言及が見られたのは「労働市場センター」関連においてだけだった。ただし、現在では、労働市場法の基本法である雇用対策法の目的規定（第1条）に「労働市場の機能が適切に発揮」されるべき旨の文言が記載されるに至っている。

² 代表的なものに菅野・諏訪 1994があったが、関連文献は諏訪 2000に引用のものを参照されたい。

理では無視または軽視されがちな影の世界の論理を前面に打ち出し、健全な社会運営にはそれへの対応が不可欠であることを主張してきた。

こうして労働法学は、市場取引交渉における労働者側の弱い立場（地歩）を補うために、集団(労働組合)を構成して使用者と対抗することを認め、最低限度の労働条件確保のための立法的な介入を行い、さらには解雇規制、労働保険制度、社会保険制度などを導入することにも積極的に関与し、その理論的な基礎を提供してきた。現在の労働法体系は、試行錯誤のすえ、長い年月をかけて生成してきたものであり、先進諸国においては基本的にかんがりの程度似たところがある。

もちろん、光がなければ影もないので、多くの論者は光の論理をまったく無視したり、軽視したりする議論を展開する意図は持たない。しかし、光の論理はもっぱら他の法学や学問の守備領域であり、自分らは主に影の論理を追うということになると、狭い領域での自己完結的な論理が行き過ぎてしまうこともなくはない。他領域の論理との対話を忘れたまま、自分らの独自の論理だけをどんどん先鋭化させると、提案するところの対処策やその方向性が現実性を失ったユートピア的な夢想にも陥りかねない。

そこで、労働法学は自分らの限界を補うために、他の法学や学問の領域にパートナーを求めてきた。法学領域においては、そもそも論を展開するうえでの憲法学、また私法と公法のハイブリッドである社会法の前提となる民法学と行政法学などが、それに該当した。他の学問領域では、社会の現実に迫り問題点の鋭い指摘をするうえでの社会学と、産業社会の基礎的な論理を展開する経済学が、とりわけ重要なパートナーであった。もちろん伝統的には、社会学や経済学などの学問領域の視点と手法をもちいて社会問題に対処する社会政策学とのパートナーシップがもっとも強固であったことは、あらためて指摘するまでもない。

こうして労働法学は、ディシプリンでいえば民法学、行政法学、社会学、経済学などとのパートナーシップ、インターディシプリナリーには社会政策学とのそれにより、自分らの社会観と役割分担を図ってきたといえるだろう。

労働法学のパートナーとなった経済学

諸学問との協働という観点では、経済学が労働法学に与えてきた影響は大きい。「法と経済学」という観点では、長年の間、労働法学が相手方、パートナーとして組んできたのは、広い意味での制度派に属する経済学の諸流派であった。

一般に法は、現実社会に次々と起きてくる諸問題にいや応なく対処するため、さまざまに現実的な工夫を凝らしていかなければいけない性格にある。立法をしたり、判決を下したり、実務運用をするうえで、理論的に不分明であるからと判断を避けて通ることができないことは多い。現実的に差し迫った解決を求められるからである。

そこで当然、そうした人知の発揮について、「適切なもの、相当なものであるならば」という条件つきではあったにせよ、否定するどころかむしろ推奨してくれる傾向の諸学問に

親和的であるのは、やむをえないところである。こうして、法が経済の分野、とりわけ市場に介入していくことを必要視するものとして、その基礎理論と応用の際の留意点を指摘する制度派経済学的は、法学者にとってまさしく腑に落ちるところが多かったのである。

市場の「暴虐」や「欠陥」や「行き過ぎ」に対して国家が人知を集め、政策手段としての法令を用いて対処するのは当然であり、その適切さ、相当性の確保にこそ法学も経済学も留意すべきだといった観点で、長らく捉えられてきたし、今でも同様である。

こうして、「労働は商品ではない」と宣言しているILOも、また、そうした国際的な流れを前提とする日本などの多くの国の労働法学は、人格と切り離して売買できない労働サービス（役務）の取引について、人権や社会的妥当性の確保のためには厳格な労働市場規制もやむをえないと意識してきた³。

というわけで、長年にわたって労働法学のパートナーとなってきた経済学は、国家の市場介入を積極的に位置づけようとする色合いの強い経済学派、すなわち広い意味での制度派の流派であった。また、影の世界の論理から現存する光の世界の論理の全否定に向かいがちな議論をする労働法学の流派には、マルクス経済学の影響が多であった。

労働市場制度改革への動き

法学はその制度的、政策的な基本機能からして市場への介入を厭わない。それどころか、放置すると無限に介入に次ぐ介入を繰り返し、規制で人びとの行動の自由をがんに縛るに縛ってしまう危険性すら内包する。それだけに、行き過ぎをチェックする内部的、外部的な機構が不可欠となるし、法による政策的な介入を支える理論が重要となる。

当然、法の基本哲学、内部的、外部的な機構、さらには政策介入の理論づけなどの違いにより、法学の市場機能との向き合い方には違いが出てくる。実際、市場経済社会においても、市場機能との向き合い方は国によりさまざまであり、また時代によりさまざまであって、一律ではない。

同じく外部労働市場の機能を前提にするとしても、法がそれを全面的に肯定し、その円滑な機能の発揮を目標として最低限度の関連制度を整えるにとどまる場合（仮に「緩やかな規制」と呼んでおこう）と、反対に別途の何らかのイデオロギー的観点とか法政策的な観点から、市場機能の積極的な「制御」を試みようとする場合（同じく「厳格な規制」と呼んでおく）とでは、向き合い方がほぼ正反対となっていく。

³ ただし、「労働は商品ではない」といったときに、「労働はまったく商品としての性格を持たない」という意味で理解されてきたのではなく、むしろ規範的な、「あるべきだ」という論理で理解されていたと思われる。つまり、通常の商品とは異なっているから、物のような商品取引とまったく同じように扱って済ましてはいけないというほどの意味である。したがって、労働法学者の基本コンセプトがおよそ反経済学的であるということではなかったろう。

もちろん、市場の機能にすべてを任せて法は関与しないという考え方も論理的にはありえるが、少なくとも労働法の分野においては、そのような例は先進国に見当たらない。

このような 2 種類の介入姿勢のうち、従来は労働市場について厳格な規制が ILO、欧州大陸、日本などで主流であった。他方、英米系の諸国ではそれよりは緩やかな規制を志向しつつも、やはり介入的な例が多かった。

ところが、2 度のオイルショック後、先進諸国の社会経済に深刻な問題が生じ、従来の労働市場規制のあり方にむしろ問題があるのではないかという見方が台頭してくる。欧米の場合は、第一次、第二次オイルショック以降の厳しい経済不況、深刻な失業情勢などがあり、労働市場が機能不全に陥っているとの考えが高まっていく。90 年代初頭、たとえば厳格な法的規制を維持してきたスペインにおいては平均失業率が 20%ほどとなり、若者の失業率は約 40%という悲惨な状況になる。日本の場合も、1990 年代の長引く不況により、従来型の労働市場規制すなわち官製市場化し、市場取引を仲介するサービス業態が民間に未発達なままでよいのだろうかという疑念が強まっていった。

従来型でいいかという反省は国際的な動きとなる。結果として、法による労働市場への向きあいかたは、大転換をする。ILO には第二次世界大戦が終結して間もない 1949 年に採択された「96 号条約（有料職業紹介所条約）」という人材ビジネスを厳しく規制する条約があったが、これが 1997 年に「181 号条約（民間職業仲介事業所条約）」という形に改定された。日本もこれを 1999 年に批准するとともに、職業安定法や労働者派遣法などの改正に至った。

規制発想の転換

この以前と以後、すなわち 20 世紀の最晩年の時期を挟んで、労働市場に対する法的規制の原則は、20 世紀型と 21 世紀型と呼んでもいいかもしれないほどの大きな転換をする。もちろん諸外国においても、日本においても大変な激論の末であった。日本では、審議会における議論がかつて例のないほどの長期かつ厳しい対立を経て、新しい方向へ向かった

この 20 世紀型から 21 世紀型への移行は「ポジティブリスト方式」から「ネガティブリスト方式」へという規制発想における転換を伴っていた。

従来の主流であったポジティブリスト方式においては、労働市場機能そのものの否定こそなされなかったものの、市場機能を円滑化させる仲介機能、とりわけ私人による市場仲介機能が原則的に禁止され、例外的にだけ許容されるという形態であった。つまり、原則的に禁止をして例外的に許容するものだけをリストに挙げるもの、すなわち、一般的には行うことが禁じられ、例外的にしてよいものだけを示すリストを作成する方式であることから、この種の規制方式は「ポジティブリスト」型と呼ばれた。原則としてやってはいけない。例外としてやっていいものだけを限定列挙する。こうした考え方が日本だけでなく、多くの諸国で長らく採られてきた。

市場への参加者が自由な工夫や取引を行って、これによって適切に需給関係が調整され

ていく、あるいは周辺条件が定まっていくという発想はなされず、市場に任せておいたらとんでもないことになるから、法が厳格な制度的枠組みを作り、これで市場をがんじがらめに縛り、監督行政による制度運用で人びとの自由という名の恣意や勝手な行動を規制して、あるべき目指す方向に誘導しようという姿勢が強かったのであった。

ところが、労働市場をめぐるこの硬直的な方式は市場機能の不全が耐えがたい水準に達したと判断された先進諸国で忌避されるようになり、新たな「ネガティブリスト」方式へと変わる。この方式では、市場経済を支える重要な市場である労働市場が円滑に機能するためには、適切な仲介機能の存在は不可欠であるから、原則として自由にこれが行えるようにし、不適切な事態が発生したか発生する蓋然性が高いものだけを例外的に禁止リスト化する。つまり、原則と例外の位置関係が逆転する方向が採られた。

こうしたILOにおける1997年の転換以後は、ネガティブリスト型が世界の主流になる。日本でも現在は、私人による市場仲介機能が原則として認容される。以前は原則として禁止されていたものが、今は原則として認められるようになった。もちろん、不適切な事態、不都合が起きた場合には、その部分に関しては禁止リスト入りを行う。そうした禁止する部分に関してだけリストを作るので、「ネガティブリスト」と呼ばれるのである。以前のやってよいものだけを例外的に列挙する方式から、今度はやってはいけないことだけを挙げるリストへと、規制の基本方式が変わったのである。発想の大転換である。

すなわち基本的な考え方として、市場とその参加者による自由な工夫をもっと尊重し、もって取引の円滑化と市場機能の活性化を図ろうとするものである。したがって、市場が円滑に機能するように法は制度的な枠組みを整え、行政がこれを客観的に運営していくことに寄与していこうという発想に移行したのである。行政による規制の主眼も、許認可による事前規制から事後的に市場におけるあらゆる逸脱行動が起こらないように監視し、起きたときはできるだけ適切、迅速に対処するという政策姿勢へと転換をしたわけである⁴。

転換と法のイナーシャ

この間に規制発想は転換をした。だが、基本原理が変わっても、関連する諸制度がすべて一挙に変わることは、きわめて難しい。関係する諸法令を一挙に全面的に見直すことももちろん困難であるが、法の運用担当者の頭のなかを一挙に塗り替えることはもっと容易でない。

法における「慣性の法則」、イナーシャである。法制度とその運用は、きわめて多様かつ多岐な要素からなる全体システムを構成しているので、ある日突然、まったく違った形にガラッと変えてしまうことは、よほどのことがないかぎり通常は、ありえない。表面的には変わったように見えても、なかなか運用実態は変わらないのが一般である。

とりわけ、制度とその運用をつかさどる主体である関係者を全取替えしてしまうということは、革命でも起きないかぎり、現実的に困難である。その結果、新しい規制原理が導

⁴ より詳細は、たとえば、諏訪 2000、2002、2005 など参照。

入されても、しばしば従来の制度と運用の残影を引きずっていく。つまり新しい皮袋に古い酒を盛るといことがしばしば起きてくる。

制度と運用の対象となる人びとや組織も同様である。つまり対象となる人たちも、かつてからの慣例や行動形態や基本的な物の見方、考え方、いわゆる文化みたいなものをすぐには変えることができない。徐々にしか変わっていかないのが通例である。

歴史的な例を挙げると、江戸時代から明治時代に変った一種の革命期においても、現実には明治政府の官僚（とりわけ現場を預かる官僚）のなかには、かつての江戸幕府や各藩の武士であって、いわゆる行政的な役割をしていた役方の人たち（兵士である番方ではなくて行政実務を担っていた人たち）がたくさんいた。こうした近代日本への移行期において、実務能力を評価されて新政府の役所に採用された士族たちは、江戸時代から引き継がれた従来型の慣行をさまざまに持ち込んでいったのであった。

敗戦後の占領期にも、民主化に向けて一連の改革がなされたが、役人の大部分はそのまま残ったから、物の考え方や制度の作り方、運用の仕方などにおいて、同じように従来型の発想が多く継承された。こうして、現在の公務員制度改革などでいわれている問題には、戦前どころか明治期からの、もっとさかのぼれば江戸期に根源があるような慣行や考え方も少なからず残っているように見受けられるのである。

というわけで、人びとの教育学習と世代交代によって徐々にしか、新しく目指された方向に進んでいくことはできない。一気にすべてを根底から体系的に変えるようなことは、現実にはほとんどありえない。これが人間社会の常であると同時に、それと大きくかかわる法の宿命であるように思われる。

規制の移行をめぐる課題

法学の基本機能は、正義 justice の実現にある。だが、頭で理解した正義の論理と、体身についた正義の感性とは、しばしば齟齬をきたす。その結果、時として法は期待されるような形には動かなくなることがある。新たな方向にうまく制度設計がなされていなかったときはもちろん、仮にそうであっても従来型をあちこちに残していたりすると、予期せぬトラブルを発生させる。

前述したように、制度の移行前と移行後では、さまざまな慣性の法則が働く。とりわけ、制度設計や運用の主体が従来と同一である、つまり立法をつかさどる人、あるいは制度を設計して運用していく行政の人たちが同一であることによる慣性の法則は、大きい。また、特定部分やコアとなる部分は、方向転換すれば比較的容易に変えられても、その周辺に多様な関連の諸制度や諸慣行があるので、それらも一気に変われない。こうした慣性の法則をそもそも内包している上に、制度が働きかける対象となる人びとの思考や行動の様式、社会的慣行などにおいて慣性の法則が働く。結果、移行期には、古いものと新しいものが常に混在し、新しいもののよさが十分に発揮できず、悪いところだけが目立ってしまったり、古いものはそう簡単にはなくならずに、新旧でお互いにその効果を消し合うというか、

もはや古いもののよさもうまく発揮できず、混乱したりするなどということが起きてくる。

こうして、現実問題として容易に払拭しきれない慣性の法則への対処を考えると、我々はいろいろな面で相当程度、長い移行期間を経験し、この困難をいかに最小限化することにおいて、多くの課題に直面するのである。法学者は経過規定を設けたり、移行期に新規規制をさほど厳格に適用しなかったりするといった手法をとって、激変緩和に努める。だが、この種の配慮ゆえに移行期をさらに長引かせることもある。

状況次第では権力的、強行的な方式もやむをえないところであるが、基本的方向としては教育学習と世代交代のスムーズさが課題となる。人びとの思考行動様式をめぐっては、むしろよい例を示していく、うまく進む例（ベストプラクティスやベンチマーク）を示していくことなどが大事かと思われる。もしこうした措置が順調にいかないと、揺り戻しも起きてくる。現在の種々の混乱や議論の中には、揺り戻し現象みたいなものも多々見られるのではないかと感じられる。

この点、多様なインセンティブとディスインセンティブの組み合わせといった処方箋において、経済学、社会学、心理学などに法学が期待するところは、なお大きい。

労働市場制度改革をめぐる議論の意味

以上のような状況のなかで、労働法学の主流は厳格規制を長らく肯定してきたし、今でも緩やかな規制の方向には批判的である。そこには、従来からの考え方を大きく変えきれない慣性の法則も働いているであろうが、主流派が依拠する制度派経済学なりケインズ経済学なりマルクス経済学なりの視点からすると、新古典派経済学などへの批判の姿勢や議論が影響しているものと推測される。

少なくとも、労働市場制度改革については、推進派の経済学者から見れば遅すぎるという印象を否めないであろうが、より穏健な主流派を含めて多くの労働法学者の観点からは改革が性急すぎる、拙速だということなのであろう。

もちろん、法学者も決して無能かつ怠惰であり、時代の流れに鈍感な人間だとは決めつけられない。それなりに新しい時代の変化、社会的現実を意識している。けれども、主流派経済学の人たちのように市場を認識していない者が多い。むしろ、かつて社会的に影響力の大きかった制度派経済学的なとらえ方やケインズ経済学に今も親近感を抱いている様子がうかがえる。法学者の皮膚感覚とでもいった要素に訴えかけるところがあるからであらう。

その理由は何だろうか。現場で日々生起する問題を即時に処理し続けざるをえないという宿命を負っている法学者（とりわけ解釈論に関係する法学者）の場合には、社会科学的な調査研究の結果を待って事件解決を先送りしているわけにはいかないことが多い。そこで、法曹実務家も法学者も社会情勢をめぐるイメージ的な状況把握にどうしても頼りがちとなる。健全な社会常識や世論の動向といわれるものにある程度依拠することは避けえない。

しかも、眼前に展開される裁判などの紛争事例として上がってくるものは、かなり極端

な限界的な事件であることが少なくない。結果として、社会の「病理現象」とでも呼んでよい事例に対応を集中する結果、病理現象的なものが一般的であり、時代の本質であるといったような思い込みも生まれなるともかぎらない。統計数字を駆使し、いわば平均値や最頻値を考察する経済学者と違って、社会のごく普通の「生理現象」には疎くなることも起きなくはない。いわゆる法学者の非常識である。

生理現象に疎く、その理論化については専門的な知見がなく、病理現象の処理から形成された、いわば皮膚感覚や現場感覚にフィットする説明理論に説得力、親近感を抱くことも少なくないだろう。いうまでもなく、生理現象への対応策は一般的な正義につながりやすい。これに対して、病理現象に対する問題処理は、個別の病理現象にどう対応するかという個別的な正義に、親和性をもつ。法学者の場合、どうしてもここら辺が発想の原点になってくるのではないかと思われる。

これは、解釈論と立法論の違いと言い換えてもいいだろう。解釈論の分野、つまり人びとが一般に思っている法学的手法を駆使する立場では、病理現象的な問題に、いかに職人芸的・名人芸的な解釈論で対応していくかということが評価される傾向が強い。それに対して、経済学者の多くは社会の生理現象を議論しており、その観点から制度設計論を展開しているけれども、それは立法論の分野であり、従来は立法論があまり法学者の間では盛んでなかったし、その準備も不足していた。

当然、こうした社会の生理現象をめぐる立法論とその病理現象を扱う解釈論といった対比は、やや誇張的ではあるが、現実そのどちらも重要である。しかし、そのどちらもできるということは容易ではない。多くの法学者は解釈論に傾斜しており、いわばその偏りが経済学などとの対話姿勢にも差異が生んでいるように思われる。

言い換えれば、法学と経済学との対話は重要であり実りが多いはずであるが、法学者の守備領域が解釈論であるか、立法論であるかによって、スタンスに大きな違いが出る。また、どの経済学と対話するかによっても、かなり異なった結論、姿勢、方向性となると見受けられる。

おわりに

以上のとおり、労働市場制度改革は、主として立法論の分野で議論されてきたかぎりにおいては、新たな制度設計の試みとして、法学と経済学の対話を促進した。対話のきっかけは経済学の側から投げかけられ、立法実務的な議論として展開してきた。どちらかというところ、法学者はやや受身的な姿勢で批判的に対応したり、あるいは、より積極的な姿勢で対話に参加したりしたが、その結果として判明したことは、法学と経済学の発想の違いであり、理論形成の仕方の違いであり、また、問題処理の仕方の次元と手法の差異などであった。

しかし、両者の間の対話と相互補完は、社会をより適切に運用していくうえで重要で不可欠だということも、あらためて確認された。この報告は、法学者として見た、この間の

労働市場制度改革への法学の向き合い方についての、私なりの見方を展開したに過ぎない⁵。法学と経済学の対話は緒に就いたばかりである。双方にとっての、また政策形成にとっての、今後の豊穡な成果を心より期待する次第である。

(参考文献)

菅野和夫・諏訪康雄、1994年、「労働市場の変化と労働法の課題：新たなサポート・システムを求めて」『日本労働研究雑誌』418号 2-15頁

諏訪康雄、1995年、「雇用政策法の構造と機能」『日本労働研究雑誌』423号 4-15頁

——、2000年、「労働市場法の理念と体系」日本労働法学会編『労働市場の機構とルール』講座 21世紀の労働法 2巻・有斐閣 2-22頁

——、2002年、「労働をめぐる『法と経済学』：組織と市場の交錯」『日本労働研究雑誌』500号 15-26頁

——、2005年、「労働市場と法：新しい流れ」『季刊労働法』211号 2-14頁

諏訪康雄・清家篤・大内伸哉・神林龍、2007年、「雇用社会における法と経済の過去・現在・未来（座談会）」荒木尚志・大内伸哉・大竹文雄・神林龍編『雇用社会の法と経済』有斐閣 285-324頁

⁵ 本報告で展開した論旨は、諏訪・清家ほか2007においてもすでに述べてきたものである。